

特約条項

1 提出書類

乙は、契約品目のうち次に示す品目について、甲の指名した係官（以下「係官」という。）が別に示す溶解証明書を作成し、係官の指定する期日までに提出するものとする。

- ・ 1401-0900-D-2-A 真鍮屑（打殻薬きょう）

2 搬出、破壊及び切断等

乙は、搬出並びに搬出に係る破壊及び切断等の作業（以下「破壊等」という。）を行う場合は、予め係官の承諾を得るとともに、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、破壊等のために火気を使用するときは、事前に係官を通じて届出を行い、基地司令の許可を受けるものとする。
- (2) 乙は、火器の使用に際しては火災予防に努めるとともに、作業現場に消火器等の消化用器具を備え付けておくものとする。
- (3) 乙は、係官の指示により火気の使用を行うとともに、係官から気象条件その他の事由に際して火器使用の禁止を指示された場合は、その指示に従うものとする。
- (4) 乙の搬出及び破壊等の作業時間は、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）午前8時15分から午後5時00分までとし、作業の終了に際しては係官の火気点検を受けるものとする。
- (5) 前号に規定する時間以外に搬出及び破壊等を希望する場合は、事前に係官へ申し出るとともに、その許可を受けるものとする。
- (6) 乙は、搬出及び破壊等のために重機械を使用するときは、事前に係官とへ申し出るとともに、その許可を受けるものとする。

3 その他

- (1) 乙は、善良な管理者の注意をもって搬出及び破壊等を行うとともに、事故防止については万全を期すものとする。
- (2) 乙は、契約物品の所有権移転後においても、外国政府機関及び国外業者（商社）への転売及び譲渡すること並びに材料として売却する以外での転用及び転売を禁ずる。